

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

被疑者国選事件の付添人活動

16歳の少年が、「付き合っていた彼氏が暴走族グループに入っており、警察に捕まってしまった」ことで自暴自棄な気持ちになり、その3日後、自宅沿線にある団地の遊具に放火した事件。少年は、その日のうちに、母親に諭され、母親と共に警察署に赴いて自首していた。建造物等以外放火の被疑事実で逮捕・勾留されたため、被疑者国選事件として受任することとなった。被疑者弁護人及び付添人としてどのような活動をすべきなのだろうか。

① 身体拘束からの解放に向けた活動

本件は、被疑者国選事件であり、その中でも放火という重大行為をした事例であったが、留置場の環境は少年になじまないため、早期解放に向けた活動をする必要があった。もっとも少年は、高校には通っていなかったため、学業を理由とした解放を求めることはできなかった。

弁護人が、勾留期間延長決定（10日間）に対する準抗告申立を行なったところ、原裁判は取り消され、延長期間を6日とする決定がなされた（なお、勾留延長満期日に家裁送致され、観護措置決定がなされた）。

準抗告が認められた原因について議論がなされたが、

事案自体は簡明な自白事件であること、少年が犯行直後に自首していることなどが有利に働いたのではないかと、という意見が出た。

② 就業先との関係

少年は、中学卒業後、飲食店でアルバイトをしていたが、同店では逮捕・補導歴を持つ少年らが数多く働いており不良交流になじみやすいという難点があった。母親も同飲食店でアルバイトを好ましいとは思っておらず、できればやめさせたいという希望を持っていたが、母親自身が紹介したアルバイト先であり、自分の力でやめさせたい意思を有していたため、付添人として介入はしなかった。ところが、母親は同飲食店経営者と衝突し、結局少年をやめさせることができなかったため、付添人が早期に介入すべきだったのではないかと、という報告がなされた。

③ 父親との関係

少年の両親は離婚しており、少年は母親と生活していた。少年は、時に手を上げる父親を好んでおらず、付添人から本件を知らない父親に連絡をとるべきか、万が一父親から関与を拒まれたら少年にどう説明するか、という問題があった。付添人が父親に連絡したところ、父親は当初接触を拒否していたが、付添人の勧

めで手紙を書き、最終的には審判にも出席したため、結果としてはよいものとなったという報告がなされた。

④ 入れ墨への興味

少年は、暴走族グループに入っていた彼氏の影響もあって、腕や太ももに入れ墨を入れていた。

入れ墨を入れてはならない、と少年をどのように説得すべきか参加者で議論がなされたが、一生残るものだから少なくとも成人になるまでは入れない方がいいのではないかと、暴力団関係者に引き込まれる・関係者と同視されるなどの悪影響があるのではないかと説得する、などの意見が出された。

一方、なぜ悪いのかと言われても確たる根拠はなく、入れ墨をしている芸能人をテレビで目にする機会が多い今日、説得は困難ではないか、という意見も出された。

⑤ 真の動機は何か

本件では、少年が「彼氏が逮捕されたから」腹いせに放火したと語っており、彼氏を追う目的であえて放火を行なったのではないかと、という疑問が呈される事件であったが、付添人からは、アルバイト先の人間関係でストレスが生じたのも原因の1つではないか、という報告がなされた。

放火については、火に対する異常な興味が原因である可能性があり、その点を慎重に見極める必要がある、との意見が出された。なお、本件では、鑑別所において火への興味に関する調査がなされており、その可能性は低いとの結果が出たという報告がなされた。

⑥ 家庭裁判所において

付添人が少年から聴取した限りでは、少年には補導歴があるだけであったが、調査官の意見書を閲覧したところ、本件以外にも恐喝、ひったくりなどの経験（未発覚）が複数回あることが判明した。しかし、付添人は、少年はアルバイトを始めた後はそれらの粗暴行為をしていなかったことから、今後行なう可能性はないと考え、少年に対し特に問いただすことはしなかったということであった。

これに対しては、過去の経験であっても、少年の性格を把握する上で重要な事項であり、付添人としても聴取するべきではなかったか、という意見が出された。

審判は1回のみ行なわれ、保護観察処分となった。

手持ち事件の相談・検討

今回は、手持ち事件の相談はなかったが、審判において、付添人の少年に対する質問はどのようにしたらいいのか、という点について議論がなされた。

参加者からは、「『意見書のとおりです』だけで終わらせるべきではなく、意見書の重要部分について少年に質問をするべきである」という意見や、「少年にとって印象深いものにすべく、少年に語りかけるようにして反省を促す質問をするようにしている」などの意見が出された。